

「臨床研究に関する倫理指針」の周知徹底について（周知依頼）

日本医学会会長より、標記のことについて以下のとおり周知依頼がございましたのでお知らせ申し上げます。

社団法人日本超音波医学会
理事長 千田彰一

医学会発 第33号
平成24年3月29日

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長
高久史磨

公印省略

「臨床研究に関する倫理指針」の周知徹底について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、厚生労働省医政局研究開発振興課長より「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）について、再度、周知及び遵守の依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

内容は下記のURLをご覧くださいませようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課（担当：森下氏 電話：03-5253-1111（内4165））にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）
（担当 高橋）